

## 今後国、道の動向を見極めながら支援していきたい

答・町長

- ①十九年度からの本事業導入にあたり、その実効性を検証する観点から、道において十六年度、十七年度に調査選定をし、十八年度に一部の市町村において実証事業として実施されるものであり、当町は該当になつております。
- 渡島・檜山管内では、八雲町、七飯町がモデル事業の候補地となつています。
- ②本事業の基本的な部分である農地、水路、農道などの保全活動を行う組織の面積が対象となります。
- この組織の範囲を集落とするか水系とするか、あるいは圃場整備事業の受益エリアとするなど問題があることから、現段階で対象面積の特定は出来ていませんのでご理解いただきたい。
- ③共同取組み活動を行う農業者と、農業者以外の地域の方をもつて構成することとなつています。

地域の住民、自治会、PTAなどが想定され、この組織をもつて共同活動を行うとともに、営農活動を選択した場合もこの組織で推進することになります。

共同活動の具体的な内容としては、農道の補修、水路の清掃、農道水路の草刈りなどが想定されます。

また、化学肥料あるいは化

学合成農薬の使用を原則五割以上減らす取組み要件に加え

て、各作物別に見て集落などの生産者のおおむね五割以上、または作物全体に見て集落等作付面積の二割以上、かつ生産者三割以上の取組みが要件となつています。

具体的な内容としては、有機農業基準、また、国の特別栽培基準での取組みが想定されます。

④本事業の負担割合は、国が

五%、市町村は交付税措置されることになっています。

財源必要額については、こ

の事業の実施組織として希望

するかどうか、また、この対

象面積の特定が現在出来ないことから、積算できない状況になっています。

なお、共同活動に対する対象農用地の交付単価は、一〇円、畑が千二百円、草地二百円で五年間毎年支払われます。営農活動についての助成内容の詳細や助成単価は、本年八月に決定されることになります。

平成十九年度から導入される本事業について、地域農業者の主体的な取組みにより選択できる制度と考えますので、今後国、道の動向を見極めながら、町として財政負担を視野に入れて支援していきたいと考えています。

また、今後農家へどのように周知されるのか伺います。

③経営の安定化のためには、

単一経営ではなく、例えば花卉栽培事業と稻作経営等、あるいは酪農と畜産等の複合経営を奨励し、経営の強化を図つてはどうか。

④受精卵移植に伴う経費に助成し、優良和牛の増産で規模拡大を図り、将来的にせたな和牛のブランド化を目指してはどうか。

今後農家の周知は、十九年度から始まる品目横断的経営安定対策は、意欲と能力のある担い手に対象を限定し、その経営の安定を図る施策に転換することとしています。

多くの農業者が認定申請でかかるよう、また認定農業者にかかるよう配慮していきます。

また、認定農業者制度について、各農協を通じ各農家へ配布済みになっています。

新規就農者の育成について伺います。

②平成十九年度から導入予定について、認定農業者に支援が集中されると思います。

そこで、今までに認定された件数は何件であり、経営改善計画の達成傾向はどうな

のか、おおまかな内容を伺い

ます。

また、今後農家へどのように周知されるのか伺います。

③経営の安定化のためには、

単一経営ではなく、例えば花卉栽培事業と稻作経営等、あるいは酪農と畜産等の複合経営を奨励し、経営の強化を図つてはどうか。

今後農家の周知は、十九年度から始まる品目横断的経営安定対策は、意欲と能力のある担い手に対象を限定し、その経営の安定を図る施策に転換することとしています。

多くの農業者が認定申請でかかるよう、また認定農業者にかかるよう配慮していきます。

また、認定農業者制度について、各農協を通じ各農家へ配布済みになっています。

六戸、うち後継者のいる農家数は五十五戸、後継者のない農家数は二百二十一戸です。後継者の確保対策と新規就農者の育成については、優れた人材の育成確保が最も重要な課題であることから、今議会に提案しています新たな産業扱い手育成条例を制定していただき、漁業、商工業後継者及び新規就業者の確保に支援していきます。

②現在まで認定された農家数は二百七十二戸で、改善計画の達成傾向については、大部分の農家が達成、また達成見込みの予定です。

②現在まで認定された農家数は二百七十二戸で、改善計画の達成傾向については、大部分の農家が達成、また達成見込みの予定です。

②現在まで認定された農家数

は二百七十二戸で、改善計画の達成傾向については、大部分の農家が達成、また達成見込みの予定です。

今後農家の周知は、十九年度から始まる品目横断的経営安定対策は、意欲と能力のある担い手に対象を限定し、その経営の安定を図る施策に転換することとしています。

多くの農業者が認定申請でかかるよう、また認定農業者にかかるよう配慮していきます。

また、認定農業者制度について、各農協を通じ各農家へ配布済みになっています。

新規就農者の育成について伺います。

## 農業振興と 経営改善計画について

問

①現在、当町の専業農家は何戸あり、うち後継者のいる農家数と、いない農家数の状況

はどのようになつているか。

また、後継者の確保対策と

答・町長

後継者、新規就業者の

確保に支援していく

①現在の専業農家は二百七十

情勢ではありません。

農業経営は、指導機関である農協の主体的営農、指導を受け、経営者自身が經營管理能力をより一層高めるとともに、関係機関・団体と情報交換を密にし、經營改善を図つていく必要があると思います。新函館農協若松支店では、水稻育苗後のハウスの新作物導入にあたり、後作として試験的に花卉栽培に取組み、本年度から共同で花卉栽培に取組まれることになっています。

④現在、両農協で黒毛和牛の生産は、生まれてから肥育に入る前の段階、いわゆる素牛ですが、これを育てて市場に出荷をしています。

受精卵移植については、新函館若松支店において、中山間直接支払交付金を活用した生産部会の取組みに対し助成があり、平成二十年まで予定しています。

現時点では、町の助成はありませんが、各農協、生産者の意見を十分組み入れながら今後検討していくたい。せたな和牛のブランド化で

これがすべて素牛生産ということがあります。ブランド化を図るために、肥料までやらなければならぬこと、現在一貫經營を実施していく必要があります。

すが、現在農家戸数二十三戸、これがすべて素牛生産ということです。

ブランド化を図るために、肥料までやらなければならぬこと、現在一貫經營を実施

することになると、飼育管理技術、經營面、運転資金等の関係もありまして、リスクが大変大きいと判断しています。現状では、すぐということは難しい状況です。

## 農産物の一二次加工について

江上恭司議員

答・町長

今後も研究開発を進めることが重要

することになると、飼育管理技術、經營面、運転資金等の関係もありまして、リスクが大変大きいと判断しています。現状では、すぐということは難しい状況です。

価値を考える第二次加工の研究開発を進め、町のブランド商品を作ることが必要と考えるが、町長の考えを伺います。



問

来年から始まる経営安定対策は三本柱からなっており、三十数年続いた減反政策が終ります。

今まで、農家全般に対する支援策が、今度条件に合った特定農家しか支援策が得られず、条件に達する農家は、一〇〇戸余りしかないので。

経営安定対策に乗ったとしても、げた対策、ならし対策を含め過去の生産実績に基づく支払で、殆どの農家が国の対策に乗れず、補償も入つてこないと思われます。

産地づくり交付金が、基本的に無くなると考えた方がいい

いと考えます。

豊作でも農家経済が厳しく、経営していけるのか大きな疑問が出てきます。

農家が生き延びるために、ただ、国策に頼っていては自

からなくなるという指摘ですが、十九年度から新たな産地づくり対策メニューが見直され、今年の夏ごろに制度がわかる予定になっています。

農産物の二次加工について

かからなくなるという指摘ですが、十九年度から新たな産地づくり対策メニューが見直され、今年の夏ごろに制度がわかる予定になっています。

農産地づくり交付金は、来年からなくなるという指摘ですが、十九年度から新たな産地づくり対策メニューが見直され、今年の夏ごろに制度がわかる予定になっています。

農産物の二次加工について

問・再質問

産地づくり交付金は、そのままくるという保証はなく、今までの例を見ても、非常に厳しい制度が出て、実際には

は、平成十二年度に既存の遊休化した施設を利用して、農畜産物加工施設とした女性ふれあいセンターを整備し、農村女性グループのネットワーク、自ら生産した農畜産物等の加工を行っています。

十二年からこの施設を拠点として、地場産業の大豆を使用したみそ作の研究を行つており、十八年二月に保健所の許可を受け製造販売ができるようになりました。

これは、大きな成果と認識しております、町のブランド商品の一つとして発展できるよう支えていきたいと考えています。

今後も、生産者、JA自ら農産物の付加価値を目指し、研究開発を進めることが重要であり、町としても積極的に支援していきます。

今後も、生産者、JA自ら農産物の付加価値を目指し、研究開発を進めることが重要であり、町としても積極的に支援していきます。

使えない状況になるのではないか。そういう形で国

対策に乗つていたら、大変な状況になると思います。

加工を行つていてる女性、グループのことは知つています。

今までは、自然発生的に終わるのではないかと思います。

に始まつて、自然発生的に終わるのではないかと思います。

来年から始まる新たな政策になると、大変厳しい状況になると町長も認めており、町全体の土台が崩れる状況になります。

だから今、色々な農作物に付加価値をつけて、今の農業政策にも負けない形で農業が當んでいけるかの研究開発を、町が主体となつて進めるべきと考えますが、再度答弁を願います。

答・町長  
十九年度からスタートする経営安定対策は、残念ながら対象品目は、畑四品目であり、本町農業と余り関わりがないこともあり、様々な助成制度は、全て受け入れられないこ

とも事実です。

しかし、認定農業者の基準を下げ、農業者が認定を受けられるように配慮しました。

しかし、別な形での所得確保をどのように進めていくかは真剣に考えなければならぬと思います。

その一つとして、二次加工高収益の作物導入もしていかなければならぬと考えてい

ます。

それぞれ旧町で対策を打つてきましたが、それ以上に農業政策の変更、転換、価格の低迷という状況にあり、成果が見えてきてい実態になつてゐると思われます。

町の基幹産業の振興を図らなければ、町の将来はないと認識しております。町長の自らの努力もお願いし、JA、行政も力を合わせて、この難局を乗り越えるために一生懸命努力し、進めていきます。

だから今、色々な農作物に付加価値をつけて、今の農業政策にも負けない形で農業が當んでいけるかの研究開発を、町が主体となつて進めるべきと考えますが、再度答弁を願

います。

## せたな町建設計画について

問

町長の執行方針で、せたな

町第一次総合計画は今年から検討委員会をつくり、平成二年から進めると書かれていますが、こういう形で進んで間に合うのでしょうか。

合併して十年間、事業計画をつくつて進めていくことで

間に合うのでしょうか。

現時点では、旧町の計画がそのまま新町計画になつてお

り、町民に不安感を抱えた中で進んでいます。

八十年、九十年代の建設計画は、殆どが箱物中心で、多額の負債を抱え、町民サービスに大きな影響がでました。

財政が困難だから住民サービスが後退しても仕方がないでは済まされない問題です。

せたな町が、これからどう進むのか、今までの議論をしていたら、また同じ状況になつたのではないか。

町民参加も含めた新町計画を、どのように進めていくの

か町長の考えを伺います。

ソフト面への取り組みなどを盛り込んだ内容にしたい

現在、合併後の町づくりに

関する計画として策定されたものは、まちづくりプラン、過疎地域促進市町村計画があ

ります。

この計画は、基本的に旧町における計画を尊重しながら策定され、当面この計画に基づいた施策を展開しなければなりません。

町財政の厳しい現実から、全て計画どおりに進めるものではありません。

十八年度予算編成においては、限られた財源の中で緊急性、必要性などを勘案して計画の一部を計上しました。

今後の計画実施についても、財政の推移を見ながら、議会と行政が一体となつて実現に向け努力をしていきます。

厳しい財政状況から、身の丈に合つた建設計画の作成が必要であり、新たに策定する

総合計画については、新まちづくりプラン、過疎地域促進市町村計画に合わせ箱物優先でなく、団体等への活動の広がりを生かしたソフト面への取組みなどを盛り込んだ内容にしたいと考

んでいます。

市町村計画に合わせ箱物優先でなく、団体等への活動の広がりを生かしたソフト面への取組みなどを盛り込んだ内容にしたいと考

んでいます。

道の総合計画と一緒に進むとなれば、大変厳しい状況が出てきます。

今、町民参加の町づくりが必要であり、町民に理解される町づくりをどのように考えているか、再度伺います。

### 答・町長

新町建設計画そのものが町財政を無視した計画であつたこと、これは合併前の予想をはるかに越えた危機的な財政状況にあつたということです。予想しえなかつたという場面があるかもしれません、現実としてそういう状況です。

実態は、議員が言われるよう、既にもう分かつていてのかもしれません。

そういう形の捉え方をしますと合併前の新町建設計画、あるいは財政シミュレーションというものが、誰の責任だ

ということになりますので、言及はしませんが、現状厳しい財政状況であることは認識をしています。

本町の高齢者比率が三人に一人になっており、被害を受けた相談が寄せられています。

町が、その被害を受けた高齢者の代理人となって被害の

せたな町の総合計画をはじめ、様々な計画についてはじつかりとスケジュールを示し、十分議論をし、将来の見通しをしつかりと立てていかなければならないと考えています。

## 町の後見人制度について

### 問

バブル崩壊以後の長い不況、国の方では、景気が上向いていると言っていますが、実際地方においては、殆どそういう状況はみられず、いつ景気が良くなるかさえ見通しも無い中で、生活をしているのではないか。

そういう中で、色々な社会的事件が起こり、特に高齢者

に対する悪質な訪問販売、サラ金振り込め詐欺、家のリフォームなど高齢者が被害を受けています。

本町の高齢者比率が三人に一人になっており、被害を受けた相談が寄せられています。

町が、その被害を受けた高齢者の代理人となって被害の

解決にあたる制度があります。町として、孤独な老人を含め、被害にあったお年寄りや弱者の立場に立つて被害者の後見人となつて、被害の解決に当たるそういう制度を本町でもつくるべきと考えるが、町長の考えを伺います。

### 民生委員などとも連携しながら制度の活用を進めたい

### 答・町長

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力の不十分な方々の財産管理、介護保健サービスや施設入所に関する契約を結ぶ場合、損害を受けないように、法律的に本人の権利を守るためにつくられた制度として認識します。平成十二年に新成年後見人制度がスタートし、成年後見制度を利用するとも身寄りが無いなどの理由で、申し立てをする人がいない場合、認知症、高齢者、知的・精神障害の方の保護を図るために、市町村長に法的後見人開始の審判の申し立て権で、市

町村長が後見の申し立てを行なうことができるようになります。本町でも高齢者を狙つた被害の事例もあり、高齢者が被害にあわないためにも成年後見人制度の活用が大事と考えています。

## 中心地区への急激な人口流动抑制対策について

### 發出則夫議員

### 問

町民税・国保税・使用料等、今後町民負担の均一化が図られ、各区ごとに住んでいても負担が等しくなるのは当然のこととを考えますが、交通の便利さや、就労先が多く就労に便利であり、商業施設が充実している等、中心地に住むメリットが多いことから、まだ見えてはいない中心地への急激な人口流动が起ころうではないかと危惧し、危機感を抱いています。

### 人口流动を抑える対策を講じていく

### 答・町長

今後、民生委員などとも連携しながら、保護、支援が必要な高齢者の把握を行うとともに、成年後見人制度の普及のための広報活動、相談会などを実施して制度の活用を進めたいと考えています。

町営住宅の家賃の算定については、入居者の収入に応じ